

大公審答申第39-1号

平成20年2月6日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 麻 生 昭 一

個人情報の取扱原則の例外事項について（答申）

平成20年1月29日付け県情第3249号で諮問のありました大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第6条第1項第6号の規定に基づく本人からの収集の原則に関する例外事項については、審議の結果妥当な内容と認めます。

大公審答申第39-2号
平成20年2月6日

大分県教育委員会 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会
会長 麻生 昭一

個人情報の取扱原則の例外事項について（答申）

平成20年1月23日付け教委総第2588号で諮問のありました大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第6条第1項第6号の規定に基づく本人からの収集の原則に関する例外事項については、審議の結果妥当な内容と認めます。

大公審答申第39-3号
平成20年2月6日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 草間 朋子 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会
会長 麻生 昭一

個人情報の取扱原則の例外事項について（答申）

平成20年1月18日付け看科大第443号で諮問のありました大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第6条第1項第6号の規定に基づく本人からの収集の原則に関する例外事項については、審議の結果妥当な内容と認めます。

大公審答申第39-4号

平成20年2月6日

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学

理事長 利 光 功 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 麻 生 昭 一

個人情報の取扱原則の例外事項について（答申）

平成20年1月16日付け芸短第541号で諮問のありました大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第6条第1項第6号の規定に基づく本人からの収集の原則に関する例外事項については、審議の結果妥当な内容と認めます。

○ 本人からの収集の原則に関する例外事項（条例第6条第1項第6号関係）

類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
アンケート調査等の対象者の選出を行うに当たり、個人情報を出る市町村や国等から収集するとき。	アンケート調査等の対象者を選出するに当たっては、無作為抽出による場合など、市町村や国等本人以外のものから個人情報を収集することが、当該事務の目的達成及び円滑な実施のために必要なときがある。